

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

市長辞職に伴う大阪市税務事務システムにおけるシステム帳票改修等業務委託

### 2 契約の相手方

株式会社 日立製作所 関西支社

### 3 履行期間

契約日から平成 31 年 3 月 31 日

### 4 随意契約理由（選定理由）

本市税務事務システム（以下「システム」という。）は、システム機器の保守期限である平成 27 年 1 月の本稼働に向け、総合評価一般競争入札（平成 23 年 11 月 25 日入札公示）により業者を選定し、新システムの再構築を行った。システムの再構築に際しては、課税の適正・公平化、税収の確保という基本理念に基づき、賦課から収納、滞納整理、決算、統計、証明書発行までの一貫性のある総合的なシステムを構築するという観点から、各業務システム（宛名管理、個人市民税、法人市民税、事業所税、軽自動車税、固定資産税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、収納管理、滞納整理、交付金、市たばこ税、証明、基幹連携、業務共通、基盤）のソフトウェア開発を行ってきた。

平成 27 年 1 月以降は、地方税法の改正や番号制度の導入に伴うシステム改修を実施する等の運用保守を行っているところであるが、システムを利用したテスト実施やシステム整備を行うにあたっては、本市独自のクライアント・サーバ方式による開発を実施してきている経過から、各業務システム間の連携構成をはじめ、本市ネットワーク基盤（業務系ネットワーク・統合基盤システム等）との関連性等に熟知・精通した業者でなければ、ソフト及びハード障害時の影響範囲調査や即時対応が困難となり、その結果、証明書発行等の市民サービスを行ううえで著しい支障が生じるおそれがあり、またシステム変更によるデグレードの発生等により税務事務に支障をきたすことのないよう実施する必要があることから、税システムの安定的かつ円滑な運用を図ることができる業者は、税務事務及びシステム内容、開発時のノウハウ等を熟知し、保守・運用を行っているシステム再構築業者のみである。

さらに、税務事務情報については、そのほとんどが個人情報にあたるが、システム再構築・運用保守業者であれば、開発時から情報の適正な管理が徹底されているとともに、運用保守での実績もあり、情報管理の観点からも信頼性が高いと言える。

以上のことから再構築後のシステム改修業務については、システム再構築・運用保守業者の株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結してきたところである。

今般、大阪市長が大阪市議会議長へ辞職を申し出たことにより市長不在期間が発生し、その間にシステムにて発行する文書について、文書送信者として職務代理者名を印字する必要があるため、本業務を実施するところである。本業務については、これまでのシステム改修業務と同様に安定的かつ円滑なシステム運用を図り確実に実行する必要があるため、システム内容及び開発のノウハウを熟知する株式会社日立製作所関西支社と随意契約を締結する。

### 5 根拠法令

・地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（G4：既に契約した業務と密接不可分の関係（既に契約した業務と一連となって機能を発揮する関係）にあり、同一業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある業務）

6 担当部署

財政局税務部管理課（システムグループ）

（電話：06-6208-7778）